

京葉銀カードパーチェシングカード特約 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に対し、第3条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に<u>印字</u>した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に<u>印字</u>された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が<u>印字</u>されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。</p>	<p>第2条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に対し、第3条に定める社用経費支払いを目的として、使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を表面に<u>印字または登録</u>した会員の申込区分に応じたクレジットカードまたは当社所定の方法で通知した会員番号（以下まとめて「カード」という）を発行し、貸与します。したがって、キャッシュサービス条項は適用されません。カードは、カード表面に<u>印字または登録</u>された使用者本人または当社が通知した会員番号の名義人である使用者本人以外使用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が<u>印字または登録</u>されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限り</u>ます）。ただし、会員番号のみ貸与された場合は自署を不要とします。</p>